

# 医療相談室だより

新たな年を迎えました。  
今年もよろしくお願いいたします。

## 要介護等認定高齢者の方の障害者控除

本人、または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や市民税・都民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や愛の手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして区市町村長の認定を受けている場合は障害者控除の対象となります。各自治体より「障害者控除対象者認定書」の交付を受けて、提出する必要があります。申請の一例として、以下は八王子の申請方法を記載いたします。

所得控除額	市民税・都民税	所得税
障害者	26万円	27万円
特別障害者	30万円（同居の場合53万円）※	40万円（同居の場合は75万円）※

（※特別障害者を扶養し同居している場合。詳しくは住民税課または税務署にお問い合わせ下さい。）

<対象となる方>以下の要件をすべて満たす方。

- \*八王子市内に住所のある65歳以上の方
- \*介護保険の認定調査票または主治医意見書で、日常生活自立度の判定が一定基準である方。
- \*身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていない方。
- ※本制度により特別障害者控除の対象となる方は申請することが出来ます。

<申請方法>窓口または、郵送にて申請してください。

### \*郵送で申請の場合

①申請書（八王子市HPでダウンロードできます。）

②対象者確認書類

（介護保険証、健康保険証などのコピー）

※用意できない場合は委任状（要：本人記載）

③提出者（受取人）の本人確認書類

（運転免許証、健康保険証などのコピー）

④返送用封筒（84円切手貼付、返信先記入）

郵送先：〒192-0904 八王子市市安町4-7-1 サザンスカイトワー

八王子4階 八王子駅南口総合事務所高齢者担当宛

※成年後見人がついている方や住所地特例者、約6か月以内の転入者、総合事業の事業対象者認定を受けている方には別途ご用意いただく物がある場合があります。各申請窓口にお問い合わせください。詳細は、お住まいの区市町村の市役所の市民税を担当部署もしくは、税務署にお問い合わせください。

令和6年 1月 (No. 382)

令和6年 1月1日発行



## ソーシャルワーカー病棟担当変更のお知らせ

令和5年12月より、ソーシャルワーカーの病棟担当を変更いたしました。  
病棟を移られた場合は状況を鑑みながら前担当者が継続して担当をもつケースもございます。

- ☆東5：木村、菊谷、天野
- ☆東4：木村、市川浩之
- ☆東3：菊谷
- ☆アネックス：下山
- ☆A2：荻生、市川浩之
- ☆南2：下山、市川佳奈
- ☆南3：木村、市川佳奈
- ☆内科：天野

担当者がご不明な場合は、お電話もしくは、受付窓口にてお問い合わせ下さい。

## 自動音声案内導入のお知らせ

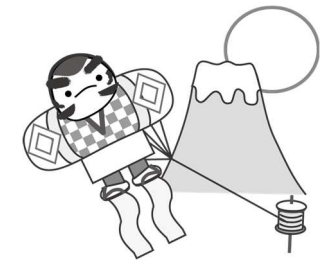
12月19日（火）より病院代表電話（042-651-3131）へのお問い合わせの初期対応を自動音声案内へと変更いたしました。何卒よろしくお願いいたします。

導入時間：平日（8：40～16：50）

- ①入院の相談
- ②医療相談員への問い合わせ
- ③デイケアに関する問い合わせ
- ④外来に関する問い合わせ
- ⑤その他のお問い合わせ

上記（①～⑤）以外およびご不明な場合はそのままお待ちください

※なお、夜勤帯（16：50～翌8：40）及び土日祝日については従来通り事務員が対応いたします。



## 相談室より

ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用の方は事前に、ご連絡いただくよう、よろしくお願いいたします。

東京都八王子市美山町1076  
医療法人社団 光生会 平川病院  
院長 平川 淳一  
電話 042(651)3131

医療相談科  
荻生 下山 木村 市川佳奈  
菊谷 市川浩之 天野

1月20日 荻生、菊谷  
2月3日 木村  
2月10日 下山、菊谷

病院ホームページもご覧ください

